

議案第 89 号

甲府市職員旅費支給条例及び公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する等の条例制定について

甲府市職員旅費支給条例及び公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市職員旅費支給条例及び公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する等の条例

(甲府市職員旅費支給条例の一部改正)

第 1 条 甲府市職員旅費支給条例（昭和 30 年 3 月条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「職員」の次に「のうち、本市の要請により国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他市長が特に必要と認めるもの」を加え、同条第 3 号中「根拠地」を「根拠」に改め、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第 3 条第 1 項中「公務のため旅行」を「出張」に改め、「場合には」の次に「、当該職員に対し」を加える。

第 4 条の見出し中「種類」の次に「及び内容」を加え、同条中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料及び扶養親族移転料とする」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、第 6 条から第 14 条までに定めるところによる」に改める。

第5条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例で定める種類及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「及び方法によって旅行しがたい」を「又は方法により旅行し難い」に改める。

第6条から第9条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第9条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長が県外旅行をする場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長の場合は、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第7条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第9条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃

- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長の場合は、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第8条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長の場合は、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第9条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除

く。) を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(4) 職員が自家用自動車(別に定める手続により承認を受けたものに限る。) を利用する移動に要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第4号に掲げる費用の額は、路程1キロメートルにつき37円を支給する。この場合において、全路程を通算して計算し、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

第9条の2を削る。

第10条から第12条までを次のように改める。

(宿泊費)

第10条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。)別表第2に規定する職務の級が10級以下の者(市長及び副市長等にあつては、同表に規定する指定職職員等)の例に準じた額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第11条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第6条から第9条までの規定による交通費(第14条第1項第1号において「交通費」という。)の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第12条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3に定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合における宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれるときは、前2項の規定にかかわらず、第1項で定める定額の3分の1の額とする。

4 職員が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第12条の2及び第12条の3を削る。

第13条を次のように改める。

（転居費）

第13条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定した額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 職員が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超える場合にあっては、当該額）とする方法

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種類として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給を受ける金額を差し引くものとする。

第16条を削る。

第15条を第16条とする。

第14条中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(家族移転費)

第14条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費の額、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 任命権者又はその委任を受けた者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第18条第1項中「当該職員の前職相当の額をもって計算した」を削り、「旧勤務地（赴任中の場合は旧住所）」を「遺族の居住地」に改め、同項ただし書中「扶養親族を随伴する」を「家族移転費が支給されている」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員が死亡した場合において、遺族が帰住する場合は、遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）を当該職員の遺族に支給する。

第19条を削る。

第19条の2中「昭和25年法律第114号）」の次に「その他関係法令」を加え、同条を第19条とする。

第20条の見出しを「規則への委任」に改め、同条中「実施のため必要な事項は、市長が定める」を「に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、規則で定める」に改め、同条を第 25 条とする。

第 19 条の 3 中「旅費支給区分の上位者」を「市長」に、「鉄道賃又は船賃については、当該上位者」を「旅費（宿泊費を除く。）の額は、市長」に、「鉄道賃又は船賃の額と同じ額を支給」を「旅費に相当する額と」に改め、同条を第 20 条とする。

第 19 条の 4 を第 21 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第 22 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 6 条第 1 項各号、第 7 条第 1 項各号、第 8 条第 1 項各号及び第 9 条第 1 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第 5 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種類について第 5 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条及び第 14 条第 1 項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の請求手続）

第 23 条 旅費（概算払による旅費を含む。）の支給を受けようとする職員及び概算払による旅費の支給を受けた職員でその精算をしようとするものは、別に定める請求書又は精算書に必要な書類を添えて任命権者に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた職員は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

（旅費の調整）

第 24 条 任命権者は、職員が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を

支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、職員がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長の定めるところにより旅費を支給することができる。

別表第1及び別表第2を削る。

(公聴会参加者等の実費弁償条例の一部改正)

第2条 公聴会参加者等の実費弁償条例（昭和23年8月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「日当、鉄道賃、車賃、宿泊料及びその他の費用」を「鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、市長に支給する旅費に相当する額」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条を削る。

別表を削る。

(甲府市学校職員旅費支給条例の廃止)

第3条 甲府市学校職員旅費支給条例（昭和38年4月条例第17号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(甲府市職員旅費支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員旅費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第18条の規定は、施行日以後に死亡した場合について適用し、施行日前に死亡した場合については、なお従前の例による。

(公聴会参加者等の実費弁償条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の公聴会参加者等の実費弁償条例の規定は、施行日

以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（甲府市学校職員旅費支給条例の廃止に伴う経過措置）

- 5 第3条の規定による廃止前の甲府市学校職員旅費支給条例の規定により、この条例の施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に鑑み、旅費の種類、支給要件等に係る所要の改正等を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

